【令和４年度入学対象】母子父子寡婦福祉資金の「予約貸付の申請」について

青森県では来春進学を希望するひとり親家庭等のお子さんを対象に、下記期間中入学時に必要な経費の貸付申請を受け付けます（予約貸付の申請）。

１　貸付の対象
ひとり親家庭または寡婦の扶養する子、父母のない子

２　貸付資金の種類・貸付限度額
貸付する資金の種類・貸付限度額は一覧（裏面）のとおり

３　償還（返済）期間及び据置期間
一覧（裏面）のとおり

４　利子
無利子（ただし、支払期限を過ぎた場合は年３％の違約金を別途請求します。）

５　申請受付期間
令和３年１１月１日（月）～令和４年１月３１日（月）

６　留意事項
①　申請は親が借主となって行い、進学児童は連帯借主となります。
　また、申請にあたっては連帯保証人が必要です。
②　貸付は、親・児童・連帯保証人に面接調査を行い、審査会を経て決定します。
　貸付金額は審査の上決定しますので、必ずしも希望の金額を確約・貸付するものではありません。
③　予約貸付が決定した場合、仮決定として通知します。実際の資金の支払は、就学支度資金は合格通知書(写し)、修学資金は在学証明書(原本)等仮決定後に求める所定の書類を全て提出した後になります。進学先の指定する入学金、授業料等の納付日までに支払うことを保証するものではありませんので、予めご了承ください。
④　修学資金は、青森県育英会、日本学生支援機構等の奨学金を申込みした場合は予約貸付の申請はできませんが、奨学金が決定にならなかった等、経費に不足が生じた時は入学後でも貸付の申請ができます。
＊　詳細については、学校に配付してある実施要領をご確認ください。

７　申請受付先
上北地域県民局地域健康福祉部福祉こども総室（上北地方福祉事務所）へ電話連絡の上、お申し込みください。お電話の際は「予約貸付（よやくかしつけ）の申請について」とお伝えください。

上北地域県民局地域健康福祉部
福祉こども総室（上北地方福祉事務所）
母子父子寡婦福祉資金担当
住所：上北郡七戸町字蛇坂５５－１
電話：（０１７６）６２－２１４５

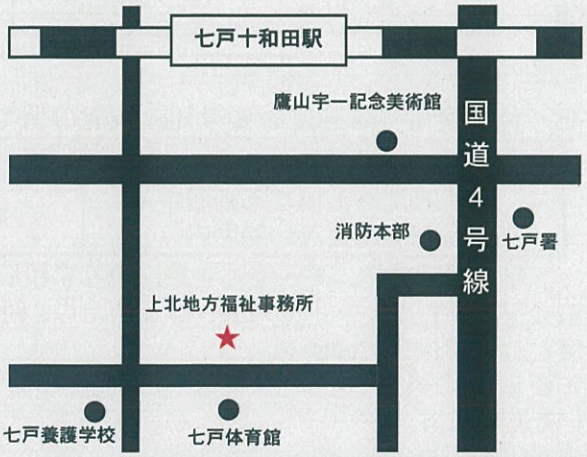

《貸付資金等一覧》

1　就学支度資金（入学時に必要な入学金・制服の購入等に要する資金）

学　校　種　別		貸付限度額	据置期間	償還期間
小学校に入学する場合（所得税非課税世帯のみ）		64,300 円	当該学校卒業後6か月	20 年以内 専修学校一般課程、修業施設は 5 年以内
中学校に入学する場合（所得税非課税世帯のみ）		81,000 円		
公立の高等学校・専修学校（高等課程・一般課程）、修業施設（中卒者）	自　宅	150,000 円		
	自宅外	160,000 円		
私立の高等学校・専修学校（高等課程）に入学する場合	自　宅	410,000 円		
	自宅外	420,000 円		
国公立の大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）に入学する場合	自　宅	410,000 円		
	自宅外	420,000 円		
私立の大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）に入学する場合	自　宅	580,000 円		
	自宅外	590,000 円		
大学院に入学する場合	国公立	380,000 円		
	私立	590,000 円		
修業施設（中卒者以外）	自　宅	272,000 円		
	自宅外	282,000 円		

2　修学資金（高校・大学等の授業料・書籍代・通学等に要する資金）

学　校　種　別			貸付限度額(月額)	据置期間	償還期間
高等学校 専修学校（高等課程）	国公立	自　宅	27,000 円	当該学校卒業後6か月	20 年以内
		自宅外	34,500 円		
	私　立	自　宅	45,000 円		
		自宅外	52,500 円		
高等専門学校	国公立	自　宅	31,500 円		
		自宅外	33,750 円		
	私　立	自　宅	48,000 円		
		自宅外	52,500 円		
専修学校（専門課程）	国公立	自　宅	67,500 円		
		自宅外	78,000 円		
	私　立	自　宅	89,000 円		
		自宅外	126,500 円		
短期大学	国公立	自　宅	67,500 円		
		自宅外	96,500 円		
	私　立	自　宅	93,500 円		
		自宅外	131,000 円		
大　　学	国公立	自　宅	71,000 円		
		自宅外	108,500 円		
	私　立	自　宅	108,500 円		
		自宅外	146,000 円		
大　学　院	修士課程		132,000 円		
	博士課程		183,000 円		
専　修　学　校　（一般課程）			51,000 円		5年以内

3　修業資金（就職に必要な知識技能の習得に要する資金）

貸付期間	貸付限度額(月額)	据置期間	償還期間
知識技能を習得する期間中 5 年を超えない範囲内	68,000 円	知識技能習得後 1 年	20 年以内

※　大学、短期大学、高等専門学校、専修学校において、「高等教育の修学支援新制度」による授業料減免又は給付型奨学金の対象となる場合は、新制度による入学金、授業料の減免額を控除した額を限度として貸付を行います。

本資金貸付後に新制度対象となった場合は、貸付を受けた金額から減免額相当額を速やかに償還していただきます。